

〈資 料〉

国立公衆衛生院特別課程への 教育評価に関する調査報告（その2） — 派遣元からの評価 —

大久保千代次¹⁾, 植田昌宏²⁾, 佐藤龍三郎³⁾, 田中久恵⁴⁾, 福原守雄⁵⁾, 藤田利治⁶⁾,
古市 徹⁷⁾, 松本恭治⁸⁾, 湯山駿介⁹⁾, 渡辺征夫¹⁰⁾, 西村昭二¹¹⁾, 郡山武志¹¹⁾

(国立公衆衛生院, 1) 生理衛生学部, 2) 元衛生微生物学部・現在(株)SRL, ウイルス部, 3) 保健統計人口学部,
4) 元公衆衛生看護学部・現在杏林大学, 保健学部, 5) 衛生薬学部, 6) 疫学部, 7) 元廃棄物工学部・現在
大阪府立大学, 工学部, 8) 建築衛生学部, 9) 栄養生化学部, 10) 地域環境衛生学部, 11) 総務部)

Evaluation of Educational Activities of the Institute of Public Health (2) Evaluation of Special Course, Short-term Education, by Local-governing Bodies

Chiyoji OHKUBO¹⁾, Masahiro UEDA²⁾, Ryuzaburo SATO³⁾, Hisae TANAKA⁴⁾,
Morio FUKUHARA⁵⁾, Toshiharu FUJITA⁶⁾, Toru FURUICHI⁷⁾, Kyoji MATSUMOTO⁸⁾,
Shunsuke YUYAMA⁹⁾, Ikuo WATANABE¹⁰⁾, Shoji NISHIMURA¹¹⁾, Takeshi KOORIYAMA¹¹⁾

*(from 1) the Departments of Physiological Hygiene, 2) Public Health Micorbiology, 3) Demography and
Health Statistics, 4) Public Health Nursing, 5) Pharmaceutical Science, 6) Epidemiology, 7) Waste Manage-
ment Engineering, 8) Architectural Hygiene and Housing, 9) Nutrition and Biochemistry, 10) Community
Environmental Science and 11) General Affairs, the Institute of Public Health, Tokyo)*

C. OHKUBO, M. UEDA, R. SATO, H. TANAKA, M. FUKUHARA, T. FUJITA, T. FURUICHI,
K. MATSUMOTO, S. YUYAMA, I. WATANABE, S. NISHIMURA, T. KOORIYAMA *Evaluation
of Educational Activities of the Institute of Public Health (2) Evaluation of Special
Course, Short-term Education, by Local-governing Bodies*, Bull. Inst. Public Health, **44**(2),
187-197, 1995.

Main purpose of the activities of the Institute of Public Health belonging to the Ministry of Health and Welfare of Japanese Government, is training public health personnel and performing research works on public health. In view of rapid changes in social, economic and environmental conditions, an educational program was renewed in 1980. The Institute offers four courses of education, i.e., three long-term courses, at least one year, including the courses leading to the Doctor of Public Health, the Master of Public Health and the Diploma in Public Health, and one short-term course, one month in average, Special course.

The purpose of this report is to improve the training and educational programs of the Special course which is conducted for public health personnel in charge. In order to cope

[キーワード] 公衆衛生技術者研修, 教育評価, 国立公衆衛生院

[平成7年3月15日受理]

with recent progress in health science and technology and practical needs in public health, certain specific subjects are selected and its curricula are reviewed every year for the purpose of continuing education. An evaluation of Special course by local self-governing bodies was investigated with a questionnaire and the replies were analyzed and discussed.

Key Words health manpower training, evaluation of educational activity, the Institute of Public Health

(Accepted for publication, March 15, 1995)

はじめに

国民保健の諸問題は、21世紀を目前にますます多様化、複雑化している。特に近年の変貌は、過去に例を見ないほど急激であった。これを踏まえ、わが国が到達した公衆衛生の水準を維持・発展させるためには、高度で且つ多様性を示している国民の要求・行政需要に的確に応え、専門性を発揮できる公衆衛生従事者の供給が不可欠であり、これには卒後教育の充実・強化が求められている。特に公衆衛生従事者の実状に即応した適切な教育と訓練を計画的に提供することが重要である。

衛生行政の実践の場である保健所や地方衛生研究所等を対象とした調査においては、国レベルでの教育機会の充実が要望されている。わが国では公衆衛生従事者を対象とした国レベルの教育訓練実施機関は国立公衆衛生院のみであり、ここでの教育訓練が、その後の地方自治体の公衆衛生業務内容やその水準にどの様な効果を及ぼしているかを把握することを目的として、国立公衆衛生院の短期・長期の教育課程を修業した公衆衛生従事者およびこれを派遣した各地方自治体による国立公衆衛生院への教育評価を行い、望ましい卒後教育システムを検討したので報告したい。

なお、これまでに国立公衆衛生院の短期的教育研修事業である特別課程に的を絞り、調査票を用いて同課程修業者から国立公衆衛生院が行った教育・訓練に対する評価をしてもらい、これを解析し、その結果を報告した¹⁾。次いで長期的教育研修事業である専門・専攻課程についても同じ手法で評価をしてもらい、その結果の一部を本誌へ投稿中である²⁾。

調査方法

都道府県、特別区、政令市等の自治体合計122ヶ所に

調査票を配布した。配布は平成4年12月に行い、平成5年2月末日までに回収できた回答についてその結果を解析した。配布先の概略を記すと、47の都道府県、32の政令市、23の特別区を対象としたが、12の都道府県と8の政令市には調査対象となる部が2ヶ所(例:環境部と衛生部)にまたがった行政機構を構成しているため、合計122ヶ所の衛生主管部(局)がその対象となった。

調査票の内容についてその概略を説明する。前半は各自治体の衛生主管部(局)における①公衆衛生技術者の職種と人数、②研修派遣の実態、③国立公衆衛生院が実施する特別課程に対する評価で構成されている。後半は衛生主管部(局)所属の各課に対し過去5年間に行われた特別課程の23コースへの意見・評価等を求めたもので、①コースに派遣できなかった理由、②コースへの評価、③受講後の伝達講習の実施、④派遣を決定する要因、⑤派遣に際し期待する事項、⑥派遣者の人選方法で構成されている。ここでは対象となった23コース個々の集計結果の紹介は行わず、全体を取りまとめて紹介する。

調査結果

1. 回収率

回収できたのは47都道府県のうち44都道府県で回収率は93.6%、32政令市のうち28市で回収率は87.5%、23特別区のうち20区で回収率は87.0%であった。また、調査は衛生主管部(局)に所属する各課に対しても行ったが、44都道府県から209課(その他関連施設を含む)、28政令市から139課、20特別区から122課の合計470課から回答が寄せられた。

2. 調査内容

1) 公衆衛生技術者数(平成4年4月1日現在)
病院等の医療施設従事者を除く公衆衛生技術者の平

成4年4月1日現在の総数は23,711名であった。その内訳は都道府県には17,963名、政令市には4,353名、特別区には1,395名である。

2) 職種の構成

表1に全体の職種構成を示した。左側の欄は職種で右側の欄は法令に基づく職等（以下法令職と略す）である。例えば薬剤師が職種であり、法令職としては薬事監視員や環境衛生監視員がある。よって、同一人物が複数の職務に従事しているため、左側の数と右側の合計は一致しない。最も多い職種は保健婦で全体の32.9%を占め、次いで獣医師15.3%、薬剤師13.6%、臨床・衛生検査技師8.2%、医師6.4%であった。いずれの設置主体でも共通して保健婦の占める割合は最も高いものの、都道府県では29.4%、政令市では42.6%、特別区では47.2%と差がある。次に獣医師は、都道府県では17.5%、政令市では10.7%、特別区では1.0%、薬剤師は都道府県では15.7%、政令市では9.0%、特別区では1.2%となっている。一方医師の占める割合は、都道府県では6.5%、政令市では6.1%、特別区では7.0%と設置主体による差はほとんどみられない。

同一人物が複数の職務（法令職）に従事しているが、「その他」の職務を除くと最も多い法令職としては食品衛生監視員で全体の13.5%を占め、次いで医療監視員が11.3%、環境衛生監視員が11.0%、環境衛生指導員が6.2%、薬事監視員が6.1%の順であった。なお、食品衛生監視員の占める割合はいずれの設置主体でも最も高いものの、都道府県では13.8%、政令市では10.2%、特別区では33.0%と差があり、次いで環境衛生監視員あるいは医療監視員が多い。各設置主体でこれらの3種の監視員が上位3位を占めていることには変わりはないもの、全職務に占めるこれら3監視員の割合は、都道府県では37.3%、政令市では27.4%、特別区では60.6%と大きな格差がみられる。

3) 派遣研修の実態（平成3年度）

表2に研修主催団体別の研修実施率を示した。国主催が最も多く26.1%を占め、次に他の自治体主催する研修が19.0%、自己の自治体が14.4%、民間団体が13.3%の順となっており、国立公衆衛生院が主催した研修に参加した件数は159で全体の4.5%を占めていた。国主催の研修に国立公衆衛生院主催を加えると研

表1 職種の構成（平成4年4月1日現在）

	職 種	人 数	%		法 令 職 等	人 数	%
1	医 師	1,522	6.4	1	医療監視員	4,440	11.2
2	歯 科 医 師	102	0.4	2	栄養指導員	1,235	3.1
3	薬 剤 師	3,224	13.6	3	精神保健相談員	1,791	4.6
4	獣 医 師	3,616	15.3	4	防 疫 員	1,397	3.6
5	(管理) 栄養士	1,172	4.9	5	食品衛生監視員	5,286	13.5
6	診療放射・X線技師	1,189	5.0	6	と畜検査員	2,028	5.2
7	歯科衛生士	346	1.5	7	狂犬病予防員	1,677	4.3
8	保 健 婦	7,802	32.9	8	環境衛生監視員	4,301	11.0
9	看 護 婦	1,009	4.3	9	薬事監視員	2,392	6.1
10	助 産 婦	122	0.5	10	麻薬取締員	285	0.7
11	臨床・衛生検査技師	1,929	8.2	11	健康運動指導士	282	0.7
12	理学/作業療法士	166	0.7	12	廃棄物処理従事者	381	1.0
13	そ の 他	1,507	6.4	13	上・下水道従事者	1,304	3.3
	合 計	23,711	100	14	環境衛生指導員	2,437	6.2
				15	公害技術担当者	1,055	2.7
				16	微生物検査担当者	1,124	2.9
				17	結核予防担当者	1,721	4.4
				18	衛生統計担当者	498	1.3
				19	そ の 他	5,585	14.2
				合 計	39,219	100	

修全体の30.6%を国レベルで行っていることになる。

研修の対象であるが、中堅者を対象とする研修が半数の50.7%を占め、次いで「その他」が30.9%、新入者研修が10.6%、管理職を対象が7.7%であった。

表3に研修期間を示した。1日が23.2%、2日が22.9%、3日が13.8%と3日以内を累積すると59.9%

を占め、さらに1週間以内の研修は研修全体の76.3%を占めた。残り23.7%のうち、9.8%は1ヶ月未満、8.4%が2ヶ月未満の研修でこれらを合わせると全体の94.5%の研修が2ヶ月未満であった。

表4に職種毎の研修受講数と現職員数を母数としてその研修受講率を示した。職種別の受講率では歯科医

表2 主催団体別の派遣研修受講数と受講率(平成3年度)

①国	924(26.1%)	⑦医療機関	36(1.0%)
②地域ブロック	210(5.9%)	⑧民間団体	472(13.3%)
③自己の自治体	511(14.4%)	⑨その他	311(8.8%)
④他の自治体	674(19.0%)	⑩国立公衆衛生院	159(4.5%)
⑤市町村	14(0.4%)	⑪学会等	198(5.6%)
⑥大学	12(0.3%)	⑫明らかな会議	25(0.7%)
		① + ⑩	1,083(30.6%)

表3 研修期間別の派遣研修受講数と受講率(平成3年度)

1日	801(23.2%)	2日	791(22.9%)	3日	476(13.8%)
3日以内	2068(59.9%)	1週間以内	2633(76.3%)		
1ヶ月未満	2968(86.1%)	2ヶ月未満	3257(94.5%)		
一年半未満	3477(99.9%)				

表4 職種別の研修受講数と受講率(平成3年度)

	職 種	人数	%*		法 令 職 等	人数	%*
1	医 師	299	19.6	1	医療監視員	2	0.0
2	歯科医師	25	24.5	2	栄養指導員	1	0.1
3	薬剤師	229	7.1	3	精神保健相談員	35	2.0
4	獣医師	203	5.6	4	防疫員	1	0.1
5	(管理)栄養士	254	21.7	5	食品衛生監視員	297	5.6
6	診療放射線技師	122	10.2	6	と畜検査員	65	3.2
7	歯科衛生士	54	15.6	7	狂犬病予防員	28	1.7
8	保健婦	1,325	17.0	8	環境衛生監視員	151	3.5
9	看護婦	72	7.1	9	薬事監視員	58	2.4
10	助産婦	16	13.1	10	麻薬取締員	8	2.8
11	臨床・衛生検査技師	144	7.5	11	健康運動指導士	2	0.7
12	理学/作業療法士	12	7.2	12	廃棄物処理従事者	8	2.1
	合 計	2,755	100	13	上・下水道従事者	41	3.1
				14	環境衛生指導員	16	0.7
				15	公害技術担当者	26	2.5
				16	微生物検査担当者	10	0.9
				17	結核予防担当者	3	0.2
				18	衛生統計担当者	2	0.4
				19	その他	344	6.2
				合 計		39,219	100

*: 受講率=受講者数/現職員数×100 現職員数は表1を使用

表5 主催団体と設置主体別の研修受講数と受講率（平成3年度）

	都道府県	政令市	特別区
①国	535(34.9%)	276(24.4%)	113(12.8%)
②地域ブロック	47(3.1%)	123(10.9%)	40(4.5%)
③自己の自治体	348(22.7%)	86(7.6%)	77(8.7%)
④他の自治体	56(3.7%)	199(17.5%)	419(47.6%)
⑤市町村	0(0%)	8(0.7%)	6(0.7%)
⑥大 学	8(0.5%)	2(0.2%)	2(0.2%)
⑦医療機関	11(0.7%)	9(0.8%)	16(1.8%)
⑧民間団体	198(12.9%)	151(13.3%)	123(13.9%)
⑨そ の 他	157(10.2%)	127(11.2%)	27(3.1%)
⑩国立公衆衛生院	109(7.1%)	37(3.2%)	13(1.5%)
⑪学 会 等	60(3.9%)	97(8.6%)	41(4.7%)
⑫明らかな会議	3(0.2%)	17(1.5%)	5(0.6%)
① + ⑩	644(41.0%)	313(27.7%)	126(14.3%)

師が24.5%と最も高値を示し、次いで管理栄養士が21.7%、医師が19.6%、保健婦17.0%、歯科衛生士15.6%、助産婦13.1%の順になっており、逆に獣医師が5.6%、薬剤師が7.1%と低値を示した。職務別の研修受講率では「その他」を除き、食品衛生監視員が5.6%で最も高く、次いで環境衛生監視員3.5%、と畜検査員3.2%、上・下水道従事者3.1%の順であった。

なお、設置主体別の研修受講数を比較すると、都道府県では17,963名の公衆衛生技術者中1,626名が受講して9.1%、政令市では4,353名中1,181名が受講して27.1%、特別区では1,395名中885名が受講して63.4%の職員が何らかの研修を受講しているが、その受講率には大きな差がみられた。さらに研修の主催団体別の実施率を表5に示したが、国および国立公衆衛生院が実施した研修に参加した割合は、都道府県では41.0%、政令市では27.6%、特別区では14.3%であり、都道府県からの参加率が高い。

4) 特別課程への評価

特別課程は「わが国の公衆衛生技術者の生涯教育の一環として、現場での現在の問題解決を目指すだけではなく公衆衛生の専門家としての資質の向上と、中長期の将来ニーズにも答え得るよう、広い視野と科学的な基盤を与える教育」をめざして企画・実施しているが、この点を職員派遣を通じて感じているか否かについて各自治体の評価について説明する。都道府県では回答が得られた43都道府県のうち「感じている」が38都道府県（88.4%）、「分からない」が5都道府県（11.6%）、「感じていない」および「派遣実績がないので分からない」は0であった。政令市では回答が得られた24市のうち「感じている」が16市（66.7%）、「感じていない」が1市（4.2%）、「分からない」が4市（16.7%）、および「派遣実績がないので分からない」が3市（12.5%）であった。特別区では回答が得られた16区のうち「感じている」が11区（68.8%）、「分か

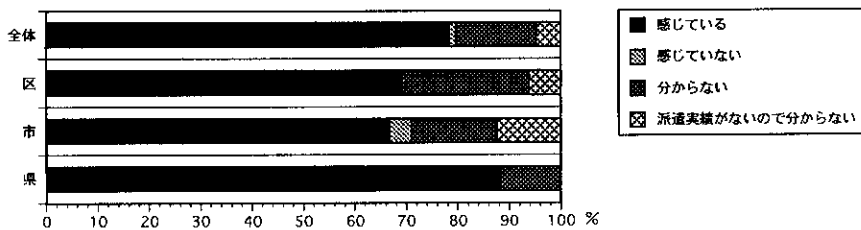


図1 特別課程の教育理念を派遣を通じて感じるか？

らない」が4区（25.0%）、「派遣実績がないので分からない」が1区（6.3%）、「感じていない」は0であった。全体をまとめてみると83の自治体のうち「感じている」が78.3%、「感じていない」が1.2%、「分からない」が15.7%、「派遣実績がないので分からない」が4.8%となっている（図1）。

さらに特別課程と他の研修を比較した印象では、回答が得られた82自治体のうち62自治体（74.7%）が「派遣する意図と合致することが多い」、20自治体（24.1%）が「どちらとも言えない」と答え、「派遣する意図と合致しないことが多い」と答えた自治体はなかった。なお、「どちらともいえない」と答えた20自治体のうち、前問で「派遣実績がない」4自治体を除くと16自治体で全体の19.3%となる。設置主体別にみると「派遣する意図と合致することが多い」と評価したのは都道府県では38都道府県で都道府県全体の88.4%、政令市では16市で政令市全体の70.0%、特別区では8区で区全体の50%と、評価に差がみられた（図2）。

5) 課からの回答

次に各課への質問で、関連する各コースに対する回答を紹介する。質問は①コースに派遣できない理由、②コースへの評価、③コース参加後の伝達講習の実

施、④派遣を決定する要因、⑤コース派遣に際し期待する事項、⑥派遣者の人選方法である。なお、各課が自己の業務に関連すると思う各コースに対して回答を寄せているため、解析は延べ数で行っている。

5-1) コースに派遣できない理由

各課でそれぞれ関連があると思われるコースについて合計1418課から回答が得られているが、そのコースへの派遣ができなかった理由として「該当者はいるが人的余裕がない」が44.2%で最も多く、次いで「該当者はいるが予算が不足」が32.9%、「該当者がいない」が7.4%、「その他の理由」が7.5%、「コースのあることを知らなかった」が3.4%、「コースの内容が適当でない」が2.8%、「応募したが定員をオーバーしていた」が1.8%であった（図3）。

5-2) コースへの評価

過去5年間に各コースへ791課から派遣されているが、その評価として最も多いのは「役立っている」で55.2%、次いで「大いに役立っている」が33.8%、「分からない」が7.0%、「どちらとも言えない」が3.2%、「あまり役立っていない」が0.4%、「全く役立っていない」が0.4%となっている（図4）。

5-3) 受講後の伝達講習の実施

719課からの回答を得ているが、コース受講後に伝達

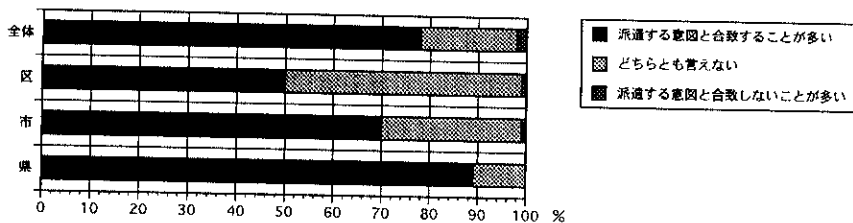


図2 特別課程を他の研修会に比較して派遣の意図は合致しているか？

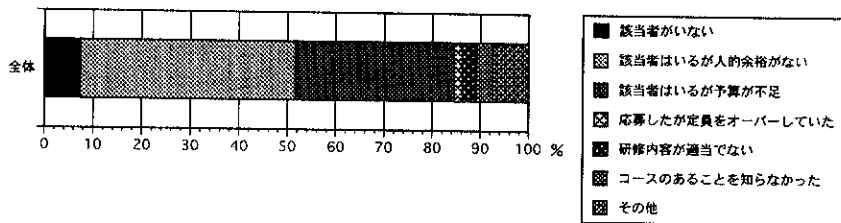


図3 派遣できなかった主な理由

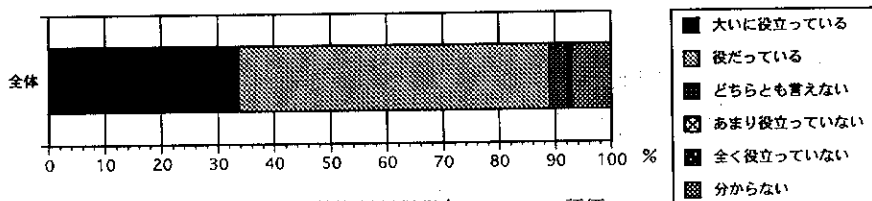


図4 特別課程課程各コースへの評価

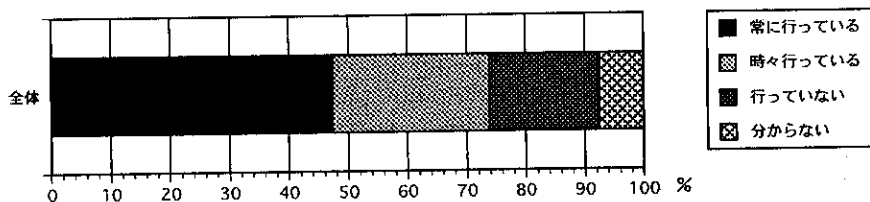


図5 受講後の伝達講習の実施

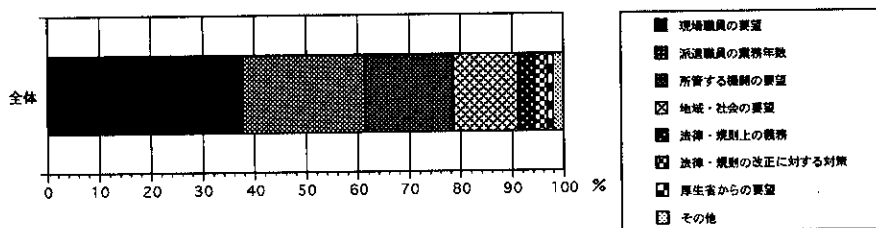


図6 特別課程への派遣を決定する主な要因

講習を「常に行っている」が47.4%と最も高く、「時々行っている」が26.5%で、次いで「行っていない」が18.6%、「分からない」が7.5%となっている(図5)。

5-4) 派遣を決定する要因

職員の特別課程への派遣を決定する要因を複数回答で求めたところ、派遣決定要因の第1位に挙げた項目(877課が回答)として最も多いのは「現場職員の要望」で43.6%、次いで「地域・社会の要請」が17.7%、「所管する機関からの要望」が15.5%、「派遣職員の業務年数」が13.9%、「法律・規則上の義務」が3.9%、「法律・規則の改正に対する対策」が2.5%、「その他」が1.8%、「厚生省からの要望」が1.1%となっている。

派遣決定要因の第2に挙げた項目(511課が回答)として最も多いのは、「現場職員の要望」で39.3%、次いで「派遣職員の業務年数」が27.2%、「所管する機関からの要望」が21.5%、「地域・社会の要請」が5.1%、「法律・規則上の義務」が2.7%、「法律・規則の改正に対する対策」が2.0%、「厚生省からの要望」が1.7%、「その他」が1.0%となっている。

派遣決定要因の第3に挙げた項目(196課が回答)として最も多いのは、「派遣職員の業務年数」が56.6%、次いで「所管する機関からの要望」が13.8%、「現場職員の要望」が8.2%、「その他」が5.6%、「法律・規則の改正に対する対策」が4.1%、「法律・規則上の義務」が1.5%、「厚生省からの要望」が1.0%となっている。

派遣決定の要因の第1位から第3位までに挙げられた項目を全て合計したところ最も多かったのは「現場職員の要望」で37.8%、次に「派遣職員の業務年数」で23.5%、次いで「所管する機関からの要望」が17.2%、「地域・社会の要望」が12.6%となっている(図6)。

5-5) コース派遣に際し期待する事項

職員の国立公衆衛生院への派遣に際し、どの様なことを期待するかという質問に対し、期待の第1位に挙げた項目(860課が回答)として最も多いのは「最新知識/技術の修得」で58.1%、次いで「実務的知識/技術の修得」が24.2%、「基本的知識/技術の修得」が5.2%、「幹部職員の養成」および「行政能力の向上」

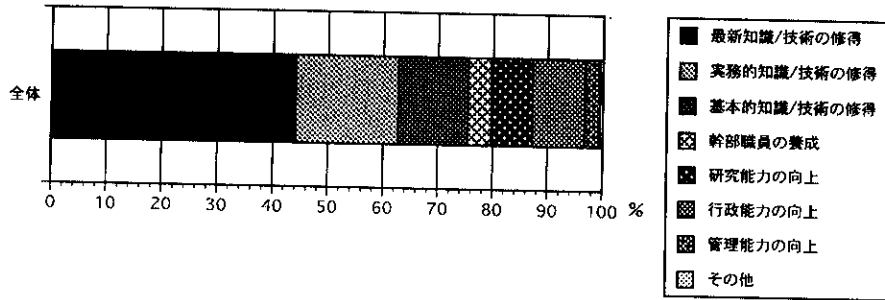


図7 特別課程への派遣で期待する主な事項

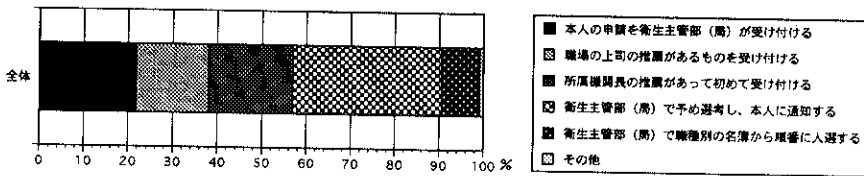


図8 特別課程への派遣を決定する人選方法

が共に4.2%、「研究能力の向上」が2.4%、「管理能力の向上」が1.5%、「その他」が0.1%となっている。

期待の第2に挙げた項目(626課が回答)として最も多いのは、「実務的知識/技術の修得」で44.1%、次いで「最新知識/技術の修得」および「基本的知識/技術の修得」が共に14.5%、「行政能力の向上」が10.0%、「研究能力の向上」が7.2%、「幹部職員の養成」が6.1%、「管理能力の向上」が3.5%となっている。

期待の第3に挙げた項目(335課が回答)として最も多いのは、「基本的知識/技術の修得」で28.1%、次いで「行政能力の向上」が22.4%、「研究能力の向上」が21.2%、「実務的知識/技術の修得」が11.6%、「最新知識/技術の修得」が8.4%、「管理能力の向上」が4.2%、「その他」が2.4%、「幹部職員の養成」が1.8%、の順になっている。

派遣に際し期待する事項の第1位から第3位までに挙げられた項目を全て合計したところ最も多かったのは「最新知識/技術の修得」で44.2%、次に「実務的知識/技術の修得」で18.6%、次いで「基本的知識/技術の修得」が12.6%の順になっており、3者を合わせると全体の75.4%を占めている(図7)。

5-6) 派遣者の人選方法

職員を派遣するための人選はどのような段階を経由していくかを質問し複数回答も可能としたところ、人選

手順の第1位に挙げた項目(832課が回答)として最も多いのは「衛生主管部(局)で予め選考し、本人に通知する」で35.6%、次いで「本人の申請を衛生主管部(局)が受け付ける」が24.0%、「所属機関長の推薦があって初めて受け付ける」が18.3%、「職場の上司の推薦があるものを受け付ける」が12.0%、「衛生主管部(局)が職種別の名簿から順番に入選する」が7.5%、「その他」が2.6%となっている。

人選手順の第2に挙げた項目(157課が回答)として最も多いのは、「職場の上司の推薦があるものを受け付ける」で38.9%、次いで「衛生主管部(局)で予め選考し、本人に通知する」が23.6%、「所属機関長の推薦があって初めて受け付ける」が22.3%、「本人の申請を衛生主管部(局)が受け付ける」が10.2%、「衛生主管部(局)が職種別の名簿から順番に入選する」が4.5%、「その他」が0.6%となっている。

人選手順の第1位から第2位までに挙げられた項目を合計したところ最も多かったのは「衛生主管部(局)で予め選考し、本人に通知する」で33.6%、次いで「本人の申請を衛生主管部(局)が受け付ける」が21.8%、「所属機関長の推薦があって初めて受け付ける」が18.9%、「職場の上司の推薦があるものを受け付ける」が16.2%となっている(図8)。

考 察

調査票の回収率は、都道府県では93.6%、政令市では87.5%、特別区では87.0%でいずれの自治体でも高い回収率が得られた。特に都道府県では93.6%と非常に高い回収率が得られた。また、全国の衛生主管部(局)所属の各課から回答がよせられた数は合計470課に及び、本調査の結果は自治体の意見・評価をほぼ掌握するに足る回収率であり、特別課程全般に対する十分な判断材料になり得るものと考えられる。

以下、調査票の集計結果に対して項目別に考察を加えていく。まず、平成4年4月1日現在の公衆衛生技術者数であるが、回収率が100%ではないのでこれまでの調査と必ずしも一致しない。しかし、厚生省健康政策局計画課の調査では平成2年3月末現在で保健所職員の医師・歯科医師数は1,306名、保健婦・助産婦・看護婦数は8,611名であるが、本調査でのそれは前者が1,524名、後者が8,933名で、本調査は保健所以外の機関の職員数も含んでいる関係上はほぼ妥当な数値と言える。

研修の実態調査について考察する。主催団体については、調査票では9種に分類した。しかし、「その他」の中には学術集会、研究会、学会が含まれていたのをこれを「学会等」として、～対策会議、～連絡会議等は「明らかな会議」として別途主催団体に登録し解析の対象とした。また、国の研修のうち国立公衆衛生院が主催している研修は別扱いとした。その結果、主催団体としては国が最も多く、次いで他の自治体、自己の自治体であった。国立公衆衛生院を含めると国が主催している研修は全体の30.6%に相当し、地域ブロックを含む自治体主催の研修は39.3%に相当する。両者を合わせると全体の7割を占めている。国立公衆衛生院が主催する研修に全く参加しなかった職種として歯科医師、歯科衛生士、看護婦、理学/作業療法士、医療監視員、栄養指導員、精神保健相談員、防疫員、狂犬病予防員、麻薬取締員、健康運動指導士、上・下水道従事者、結核予防担当者、衛生統計担当者であった。歯科医師を除き上記の職種に対する研修をどの様に対応するか地域保健法や国立試験研究機関再編に伴う教育研修の一元化とも関連する事項でもあり今後検討する必要がある。一方、派遣研修と性質を異にしてい

るとされる学会、学術集会、研究会等を除く、公衆衛生技術者の民間、大学、医療機関その他が主催する研修への依存度は低い(23.4%)ことが分かった。なお、民間団体主催の研修に依存度が高い職種として管理栄養士(29.4%)、廃棄物処理従事者(62.5%)、上・下水道従事者(28.6%)、結核予防担当者(33.3%)が目立つ。さらに市町村が主催する研修は0.4%であるが、今後地域保健法の実施により、この数字は変化するものと思われる。

研修期間であるが、全体で59.9%の研修が3日以内であり、1週間以内の研修が4分の3以上を占めている。研修実施主体別にみると地域ブロックや自治体が行う研修期間は国が行うそれと比較して短く、ほぼ6割の研修が2日以内で占められている。一方国が行う研修期間は全体の約3分の2が3日以上である。なお、国立公衆衛生院が行う短期的教育課程としてここ数年実施している期間が1～2週間の保健情報教育システム研修やエイズ研修などを除くと、最低で3週間、ほとんどは1ヶ月以上の研修であり、1年間以上の長期的教育課程を含めその特殊性が研修期間からも浮き彫りにされている。

職種別の研修受講率では歯科医師が24.5%と最も高値を示し、次いで管理栄養士が21.7%、医師が19.6%、保健婦17.0%、歯科衛生士15.6%、助産婦13.1%の順になっており、逆に獣医師が5.6%、薬剤師が7.1%と低値を示した。しかし、職務別の研修受講率では獣医師や薬剤師が主な構成員である食品衛生監視員や環境衛生監視員、と畜検査員が上位を占めており、両者を関係を補完している。おそらく研修の募集対象として「職種」である獣医師や薬剤師ではなく「法令職」である食品衛生監視員等が使用されていることがこの背景にあると推察される。

設置主体別の研修受講率では都道府県が9.1%、政令市が27.1%、特別区では63.4%とかなりの格差が生じており、独自に研修機関を持つことが少ない都道府県の研修受講率が著しく低い。その代わりに国や国立公衆衛生院が実施する研修への参加率が高くなっていると思われる。

国立公衆衛生院の特別課程への評価については、まず教育理念であるが、全体の8割近くの自治体が特別課程の教育理念を研修を通じて理解していることが分

かった。さらに特別課程と他の研修を比較した印象では、全体の4分の3が「派遣する意図と合致することが多い」と回答し、「派遣する意図と合致しないことが多い」と答えた自治体は無かった。なお、設置主体別にみると「派遣する意図と合致することが多い」と評価したのは都道府県では38都道府県で都道府県全体の88.4%、政令市では16市で政令市全体の66.7%、特別区では8区で区全体の50%と順に低下しているが、この背景に前項の研修機関が関連している可能性がある。

次に関連各課からの回答に移る。特別課程の各コースに派遣できない理由として「該当者はいるが人的余裕がない」が44.2%で最も多く、次いで「該当者はいるが予算が不足」が32.9%であり、各自治体としては派遣する意志はあるものの人的余裕や予算が不足している現状が窺える。

各コースへの評価であるが、「大いに役立っている」および「役立っている」を合わせると全体の9割を占めており、逆に「あまり役立っていない」および「全く役立っていない」を合わせても1%で、各コースへの評価は非常に高い。

コース受講後に伝達講習を「常に行っている」および「時々行っている」が4分の3で、特別課程の教育理念以外要因として、コースへの参加が予算や人的余裕の不足でままならない現状では伝達講習は、自治体にとって不可欠な要件となっていると思われる。

特別課程への派遣を決定する要因を複数回答で求めたところ、第1位から第4位までに挙げられた項目として「現場職員の要望」、「派遣職員の業務年数」、「所管する機関からの要望」、「地域・社会の要望」があり、「厚生省の要望」や「法律・規則の改正に対する対策」は下位であった。

コース派遣に際し期待する事項の第1位から第3位までに挙げられた項目で多かったのは「最新知識/技術の修得」、「実務的知識/技術の修得」、「基本的知識/技術の修得」で、3者を合わせると全体の75.4%を占めており、それぞれ専門性を求められる目的志向的な事項に期待が集中していた。

結 論

過去5年間に実施された国立公衆衛生院特別課程に

職員を派遣した自治体の衛生主管部（局）ならびにその配下の各課から特別課程に対する意見・評価を求めた結果は以下に要約された。

①衛生主管部（局）の8割が特別課程の教育理念（本文参照）に理解を示している。

②衛生主管部（局）の4分の3が特別課程と他の研修を比較した場合、他の研修よりも派遣する意図と合致することが多いと評価している。

③公衆衛生技術者を対象とした研修の主催団体の内訳は、国、国立公衆衛生院が全体の3割、地域ブロックを含む自治体が4割で、両者を合わせると7割の研修は国ならびに自治体が主催している。

④上記研修の実施期間は、全体の6割の研修が3日以内で4分の3が1週間以内であった。主催団体別では国主催の研修の方が地域ブロックや自治体のそれより長く、前者の約3分の2が3日以上であるのに対し、後者のほぼ6割が2日以内である。

⑤衛生関連各課では、予算や人的余裕が不足が原因で特別課程への派遣が困難となっている。

⑥衛生関連各課の特別課程各コースへの評価として「大変役立つ」「役立つ」が9割を占めている。

⑦衛生関連各課では特別課程各コース派遣時に知識や技術の修得等の専門性修得を期待している。

⑧以上の結果からこれまで実施してきた特別課程の企画・運営が非常に高い評価を得ているものと考えられるが、今後国立試験研究機関の再編に伴う教育・研修の一元化や地域保健法の運用等で改良する必要がある。

おわりに

本調査は、平成4および6年度厚生科学研究費補助金（特別研究事業）「わが国の公衆衛生従事者の卒後教育システムに関する基礎的研究」（研究員：染谷四郎、野崎貞彦、曾田研二、横山栄二および高野陽）からの資金的援助を受けて行われた。

本調査を実施するにあたり、全国衛生部長会、同伊田八洲雄会長、川口毅埼玉県衛生部長、本間泉山形県環境保健部技監、埼玉県衛生部をはじめとする全国の衛生部（局）の方々に大変御尽力を賜った。さらに本院総務部教務課、各研究部にも大変お世話になった。ここに深く謝意を表したい。

参考文献

- 1) 大久保千代次, 植田昌宏, 佐藤龍三郎, 田中久恵, 福原守雄, 藤田利治, 古市徹, 松本恭治, 湯山駿介, 渡辺征夫, 西村昭二, 郡山武志: 国立公衆衛生院特別課程への教育評価に関する調査報告(その1) 一修業者からの全体的評価一. 公衆衛生研究, 42(4), 533-542, 1993.
- 2) 西田茂樹他: 国立公衆衛生院の長期課程の教育評価(1) 専門課程保健コース. 公衆衛生研究 (投稿中)
- 3) 染谷四郎: 公衆衛生従事者の教育訓練の動向と課題. 日本公衛誌, 22(4), 209, 1975.
- 4) 染谷四郎: わが国の公衆衛生従事者の現状とその教育訓練の課題. 公衆衛生情報, pp.26-38, 1976.
- 5) 公衆衛生従事者の地方における初任者研修のあり方に関する研究. 昭和53年度厚生科学研究報告書, 1978.
- 6) 同上, 昭和54年度厚生科学研究報告書, 1979.
- 7) 植田昌宏, 方波見重兵衛, 岩島清, 鈴木建, 田中勝, 林謙治, 宮里和子, 渡辺征夫, 田中恒雄, 立山昭七郎: 国立公衆衛生院における公衆衛生従事者の教育一とくに教育対象を中心として一. 公衛研, 37(1-2), 23-29, 1988.
- 8) 国立公衆衛生院創立50周年記念誌, 国立公衆衛生院, 1988.